







才六十五才)

福祉年金(無拠出制)

保険料を十分におさないうちに、事故な

障害者になつたり、あ

は夫に死なれてから

ひとつで子供を育て

ればならなくなつたよ

人たちに、年金を支給

仕組みになつております。

の年金には、老令、障

母子の三つの種類があ

この内容は、およそ

おりです。

年金額一万二千円

年金額一萬三千円

年金額一万二千円

求を受付けます

・母子福祉年金



日に二十才以上で、すでに両腕や両足を失つたり

一日に五十才をこえる人

で、その日以後に、傷病

で一级障害者になつた人

は翌月から支給されます

ただし、一级障害者になつたとき、七十才以上の妻

人と、拠出制年金制度に

任意加入し、保険料をおさめます。

また昭和三十六年四月

に両眼や両耳がほとんど使

えなくなつた程度（一级

障害）の重い障害者に支

けられます。

以上の人あるいは拠出年金制度に任意加入し、保険料をおさめて母子年金を受けられるようになつた人は除かれます。



◎年金の支払時期

昭和三十四年十一月から三十五年二月までの分

は、来年の三月に支給さ

れます。

そのほかは、毎年一月

五月、九月の三期にわけ

それぞれ前月までの分が

支払われます。

◎年金の支給制限

老令、障害、母子福祉年金

○公約年金を受けられる

福社年金の額が

とき（公的年金の額より少い

ときは、その差額は受

けられる）

○監獄や労役場など拘

禁されたとき

○少年院や婦人補導院に

収容されたとき

○前年所得が十三万円（

義務教育終了前の子一

人につき一万五千円を

加算する）以上のとき

○扶養義務者（子や兄弟

などのときは除く）と

生計を同じくするとき

○扶養義務者（子や兄弟

などのときは除く）と

生計を同じくするとき

国 民 年 金 制 度 一 覧 表

制度		拠出制年金			制度		福祉年金(無拠出制)				
要件	被保険者(適用対象)	保険料	支給要件	年金額	実施時期	要件	支給対象者	請求時期	年金額	実施時期	
老 年 金	被保険者(適用対象)	保険料	支給要件	年金額	実施時期	老 年 金	70才以上(本年11月1日)	本年9月から	12,000円	三十五年三月一日制度支払	
障 害 年 金	被保険者(適用対象)	保険料	支給要件	年金額	実施時期	障 害 年 金	制度発足時20才以上で一定程度(両腕又は両足を失つた)以上の廃疾のもの	本年9月から	18,000円	三十五年十一月から支給	
母 子 年 金	被保険者(適用対象)	保険料	支給要件	年金額	実施時期	母 子 年 金	制度発足時すでに夫と死別16才未満の子扶養	本年9月から	12,000円	支期日	
遺 児 年 金	被保険者(適用対象)	保険料	支給要件	年金額	実施時期	遺 児 年 金	夫と死別16才未満の子扶養	第二子以降	1人2,400円加算	三十五年二月、三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月	
寡 婦 年 金	被保険者(適用対象)	保険料	支給要件	年金額	実施時期	寡 婦 年 金	夫と死別16才未満の子扶養	該当の日から	1人2,400円加算	三十五年九月から	
○定請求一日から市役所福祉事務所で受付けますから、該当者は一人のこらず裁		左の配偶者と学生は任意適用。			福社年金支給除外(支給停止)			1.受給権者が公的年金受給者の場合(福祉年金額未満は相当額停止)			
○この表で特別おわかりのものであります。ことしから開始するのは無拠出制の経過的年金		2.受給権者が前年所得13万円以上の場合			3.受給権者の配偶者が6千円以上の公的年金受給の場合(一部停止)			4.受給権者の配偶者が所得税納付の場合			
○任意加入し、保険料おさめて老令年金の受取れるようになつた人		5.夫婦とも受給権者の場合(一部停止)			6.受給権者の扶養義務者前年所得50万円以上の場合						
○定請求一日から市役所福祉事務所で受付けますから、該当者は一人のこらず裁											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											
○扶養義務者(子や兄弟などのときは除く)と											
○配偶者に前年所得税額があるとき											
○二十才以上の子(長期の疾病、負傷、廃疾などのときは除く)と											

## 市政に信頼とご協力を

# 一日部課長さん“十四人が市政の実務を体験”

市で、八月十一日はじめてのところみとして“一日部課長”を行ないました。これは学識経験者学生生徒の皆さんに一日市長、助役、收入役、部課長になつてもいい、市の行政機構、事務内容など知つていただき、その発表をとおして、市政に対するみなさんの正しい認識と協力を願うためのもので、今回はとくに皆さんにつながりの多い部課を対象に行なわれたものです。

八時二十分  
職員とともに登庁した一日部課長さんたちは会議室に集まり、まず

一日市長の田尻毅さんに熊谷室蘭市長から仮選出証書が渡され、ついで他の一日助役、收入役、部課長にもそれぞれ假辭令が交付され胸に職氏名のかかれた大きな記徴をつけ、八時三十分から正午までそれぞれ執務しました。

一旦市長の田尻さんは、ほんものの市長から市政の現況を聞き、お盆中のモトマリ墓地を視察、無縁塔の説明を聞き、つづいて市内の要保護家庭を廻り、市長室にもどつてからは戦没児の靖国神社参拝のあいさつを受け陳情二件を処理し忙しく執務しました。

一日助役の関沢さんも高薄助役の手助けで都市計画事業補助金や土木事業費支出書類等、骨のおれる仕事と取り組み、しんげんその市の助役として一日貴

重な体験をつきました。  
一日收入役の東雲さんは胸に職氏名のかかれた大きな記徴をつけ、八時三十分から正午までそれぞれ執務しました。

一日市長の田尻毅さんは、この日はちょうど生活扶助費の支給日のため、つぎつぎとくる七百枚からの支出を点検し、命令書をしんちように点検窓口で待たせないよう気をくばりながらその忙がしいのに汗ダクになつて執務しました。

午後一時から工藤教育長の司会で座談会に入りつぎのよつた感想を述べております。

一日市長 田尻毅さん（室蘭青年会議所）市民の

一日総務部長 新田善也君（工業大学四年）市役所

（市役所）は市民に直結されている。

意見としては、市役所

は何か形式的では、簡単な

ことでもわりくどい処

理がされているような気

がした。もつと事務処理

を簡単に

つかつたが、助役さんは

印をもつてでたあたり、

やはり公人とわざわざ

とは違うものだと実はギ

クリとしました。

ないようになっているのがわかつた。  
部屋からでると、わたくしはハンドバッグをもつてでたが、助役さんは印をもつてでたあたり、やはり公人とわざわざとは違うものだと実はギクリとしました。

わかつた。

部屋からでると、わ

たくしはハンドバッグをも

つてでたが、助役さんは

印をもつてでたあたり、

やはり公人とわざわざ

とは違うものだと実はギ

クリとしました。

ないようになります。

この法律がつくら

るにおよび、十八才未満の児童全體の福祉がはかられることになりました。

## 福祉事務所のごと

### 児童福祉とは

従来児童保護は、不良児童の感化教護、児童の虐待防止、孤児收容など、特殊の問題や

責任を負う。

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童福祉施設

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

期に達するまでのもの

としてはまことに跋行

が、昭和二十二年十二

月、この法律がつくら

れることになりました。

条件をもつた児童に焦

められ、今日から

児童

満一才から小学校の

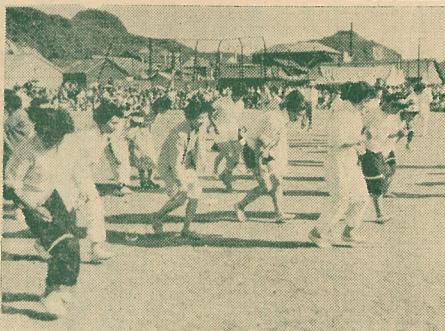
期に達するまでのもの

としてはまことに跋





港南中三年 大久保俊武



「政子ちゃん、どうして左側通行を守らないの」ときに、男の子が、母がとんでもない声で言うと、男の子を店の人におぶらせて、菊地整骨院につれて行かせました。私も、母と一緒に病院について行きました。先生は、さつそく足を動かさせたり、立たせてみたりしてしんざつしました。そのあとで「ねんぎしたよう

# 右側歩行で交通事故防止を 小・中学生の作文図画入選発表（その2） 願いをこめたぼくらの作品

毎日の新聞には交通事故が三、四件出でてないということはない。日増しに多くなるこの間の新聞でこの日本の通りに立てるところから見て、毎日三分ほどに交通事故が起き、四分ごとに負傷者がで、一時間に一人の割合で死んでいる、という記事を読んでびっくりしてしまった。朝、元気い学校へ出た子供が帰るには交通事故で可哀想に死んでしまつた例や、大事なお父さんが会社の帰りトラックにひかれて亡くなつた。結婚式を間近にしていた

追いついたら時々ハンドルをして立ちどまることがある。今日は他人ごととしてうつかり聞いていたことが、明日は自分の身にふりかかることがある。これが何を知れない。このようなおそろしい交通事故をどうしたらなくすことができるだろうか。私はよく考えてみなければならぬことである。人は右左車は左、これはだれもがみんな聞きあきらげるやうい見聞きしているらしい言葉であるが、毎日の事故がたえない所をみるとまだまことに新聞でこの日本の通りに立てるところから見て、毎日三分ほどに交通事故が起き、四分ごとに負傷者がで、一時間に一人の割合で死んでいる、といふ記事を読んでびっくりしてしまった。朝、元気い学校へ出た子供が帰るには交通事故で可哀想に死んでしまつた例や、大事なお父さんが会社の帰りトラックにひかれて亡くなつた。結婚式を間近にしていた

【特選】 常盤小

私 の 不 注意

二三六

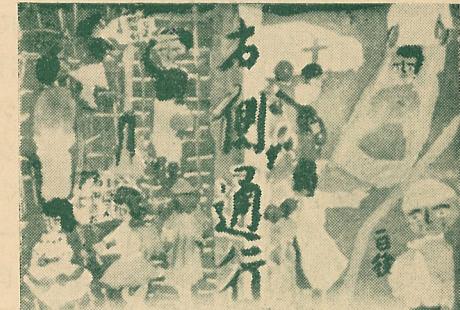
守られない話題だとと思う。私は第一に交通道徳を小さい子供の時からしつかり教えて身につけさせなければならないと思う。一人一人が右側通行を守り、道路で

あぶない子供達をみかけたら  
よく注意してあげて、みんなで気をつけて事故から  
守つたらよいと思う。運転手も左側通行を守り無免許や、よつばらい運転や、寝不足、スピード違反をなくしたら交通事故もなくなる。  
この規則を守らない運転手は、運転をやめてしまう位  
強い態度を取つてもらいたい。又車の前後横にハツヨリと番号をつけ違反した車は、警察にすぐ知らされ  
ようにして、少ない警察官だけではなかなか目がとどかないから、一般市民も協

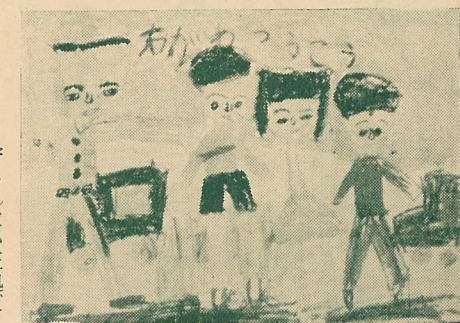
卷之三

# 常盤小六年 原田 雅子

常盤小二年 つつみかず子



當盤小六年 原田 雅子



常盤小二年 つつみかず子

## 特選作品のご紹介

紙面の都合で前月号で掲載できなかつた特選六点をご紹介いたします。  
みんな右側を歩いて事故をなくしましよう。

19日で期限が切れます

